

## 関税割当公表第82号の2

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令(昭和 40 年農林省令第 13 号)第 6 条の規定に基づき、こんにゃく芋(アモルフォファルス)(切り、乾燥し又は粉状にしたものであるかないかを問わない。)の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

農 林 水 産 省

## 第1 割当対象物品、割当数量及び通関期限

- |   |                      |                  |          |
|---|----------------------|------------------|----------|
| 1 | 割当対象物品               | こんにゃく芋           |          |
| 2 | 割当数量＜注＞              |                  |          |
|   | (1) 沖縄県に仕向けるもの       |                  | 2 5 0 トン |
|   | (2) (1) 以外の地域に仕向けるもの |                  | 1 7 トン   |
|   | 合 計                  |                  | 2 6 7 トン |
| 3 | 通関期限                 | 平成 32 年 3 月 31 日 |          |

その他関連事項に関しては、平成 31 年度のこんにゃく芋の関税割当てについて（平成 31 年 3 月 8 日付け 30 国際第 1218 号関税割当公表第 82 号）による。

＜注＞ 本公表による関税割当ては、荒粉換算数量により行うものとし、荒粉換算数量は、生芋数量に 0.158 を、精粉数量に 1.761 を乗じて得た数量とする。